

令和4年 第4回甲良町教育委員会本会議議事録

令和4年11月17日（木）、甲良町公民館において、令和4年第4回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美静委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

中川教育次長、寺田学校教育課長、望月社会教育課長
高橋教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和4年第3回会議録承認の件（藤委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（新家委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第26号	甲良町立幼稚園に関する規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第27号	甲良町立幼稚園の管理運営に関する規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第28号	甲良町立保育園管理運営に関する規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第29号	甲良町立認定こども園の設置等に関する条例施行規則の制定につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第30号	甲良町立幼稚園使用料条例施行規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第31号	甲良町町立保育園入園児童に要する費用の徴収規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第10	承認第32号	甲良町立認定こども園等入園児童に要する費用の徴収規則の制定につき、承認を求めることについて

日程第 11	承認第 33 号	甲良町立幼稚園預かり保育の実施に関する規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第 12	承認第 34 号	甲良町立認定こども園預かり保育の実施に関する規則の制定につき、承認を求めることについて
日程第 13	承認第 35 号	甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 14	承認第 36 号	甲良町子ども・子育て支援法細則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 15	承認第 37 号	甲良町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 16	承認第 38 号	甲良町フッ化物洗口事業実施要綱の一部を改正する訓令につき、承認を求めることについて
日程第 17	承認第 39 号	甲良町指定文化財の指定解除について

○青山教育長 皆さん、ご苦労さんです。それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから令和 4 年第 4 回教育委員会本会議を始めます。

まず、初めに、日程第 1 令和 4 年第 3 回の会議録の承認の件ですが、藤委員さん、お願いします。

○藤委員 正確に記載されていたことをご報告いたします。

○青山教育長 ありがとうございます。

続きまして、日程第 2 会議録署名委員の指名として、新家委員さん、よろしくお願いします。

○新家委員 了解いたしました。

○青山教育長 それでは、日程第 3 教育長報告をさせていただきます。

少し長くなりますが、よろしくお願いします。

前回報告しました以降、9 月から現在までの各校園の様子を報告させていただきます。

まずは、9 月当初に静岡県で起こった事件、園児のバス内放置事件を受け、各校園への指示を出しました。指示につきましては、具体的には、登園・登校時の出欠の確認、不明な子どもがいる場合は、必ず、家庭、保護者に連絡を取り、所在を確認すること、また、登園・登校後も、園児・児童・生徒の存在確認を随時行うことということで、子どもたちの安否を確認するというのを、指示を出しました。

続いて、コロナウイルス感染に関わっての報告をさせていただきます。

2 学期当初から、各校園とも、数名の陽性者や濃厚接触者がいたものの、あ

まり広がっていなかったのですが、9月の10日の土曜日に、甲良西小学校2年生で6名の陽性者が判明しました。次の週の9月の12日月曜日から3日間を学年閉鎖とし、感染が判明していなかったほかの2年生児童に対してイベントサーベイランス検査を実施しました。その結果、児童は全員陰性であったため、3日後の9月15日木曜日から学年閉鎖を解除し、普通登校としました。

また、10月25日頃に、甲良町内の学校施設で、コロナ感染症によるクラスターが発生したという報道がなされたようなのですが、甲良養護学校の事案でしたので、甲良町内の3校、また、園の方の報道ではありませんでした。

町内の校園では、10月以降、コロナ感染者による欠席はほとんど見受けられなくなりました。

次に、行事関係の報告をさせていただきます。

甲良中学校の体育大会を9月9日金曜日に予定していましたが、あいにくの天候で、13日の火曜日に延期しました。13日火曜日は、真夏のような暑い日で、生徒も教師も大変だったと思いますが、無事予定のプログラムを終了しました。

続いて、中学校は、9月の月末であります27日火曜日に文化祭を実施しました。午後からの日程ということで、半日の日程で行いましたが、吹奏楽部のオープニングで始まって、「私の思い2022」の作文発表、2年生の夏休みに行ったイングリッシュキャンプの発表、3年生の高校体験入学の発表と続きました。最後には、生徒会役員による発表で締めくくるというコンパクトな文化祭を実施しました。

続いて、また中学校なのですが、10月の11日火曜日に、PTA教育講演会を実施しました。全校生徒と保護者に対して、甲良町が学校アドバイザーとして契約を結んでいます佛教大学の副学長であります原先生に来ていただいて講演をしていただきました。ちょっと保護者の参加は10名ほどと少なかったんですが、毎年、例年来ていただいている先生ですので、子どもたちもよく知っている先生で、よく話を聞いていたというふうに聞いています。

その原先生のおられる佛教大学の方に、次の10月12日の水曜日に、私も一緒に同行させていただいたのですが、中学3年生と一緒に、佛教大学の訪問に行きました。大学生からいろんな話を聞いたり、大学の見学、体験等を行いました。

小学校の次に話をします。

小学校は、両校とも、10月15日土曜日に運動会を実施しました。感染対策を講じて、午前中だけのプログラムで、天候もよく、予定どおり終えることができました。

また、小学校6年生の修学旅行ですが、甲良東小学校は、10月27日木曜日、

28金曜日に、奈良から大阪へ行く行程で実施しました。1日目のお昼頃に、児童1人が、発熱がありまして、保護者に現地まで迎えに来ていただいたということがありましたが、ほかの児童につきましては、元気に2日間の行程を終えました。

甲良西小学校は、甲良東小学校と同じような行程で、本日17日と明日の18にかけて実施しています。朝、26名の6年生全員が参加して出発したということ聞いています。

続いての報告は、犬上郡展覧会、郡展の報告です。

先日、11月の12日土曜日から14日月曜日、3日間、甲良西小学校体育館で実施されました。郡内の保幼小中学校と甲良養護学校の子どもの作品が展示されました。3日間で、大人、子ども合わせて2,241名の方が見学されたと聞いています。

次に、両保育センターの職員研修について報告します。

佛教大学の方、先ほど言いましたように、町の学校アドバイザーという形で連携しているんですが、その大学の幼児教育学科の佐藤先生に来町いただきまして、2つの園を半日ずつ訪問していただき、まとめということで、夕方5時から、ここの町の公民館の2階で、両保育センター職員に講演をしていただきました。

また、続いての研修ということで、先日15日に、佐藤先生が園長をされております佛教大学附属幼稚園の方に、3名から4名ずつの先生に行っていて、研修をしていただきました。この研修については今後も続いていきますので、あと2回予定しています。保育士、幼稚園教諭、できるだけ皆さんに研修に参加してもらおうということで、3回計画をしたんですが、1回目は先日の15日です。あと2回は、11月の28日と12月16日に、あと2回予定して、正規の先生については全員が参加いただくようにというふうに思っています。

最後に、9月議会にて、両保育センターを認定こども園に名称変更し、令和5年度4月1日より運営することの議決をいただきました。現在、東保育センターを甲良東こども園、西保育センターを甲良西こども園と変更し、園運営を行っていくための県への届出を準備している最中です。

以上、長くなりましたが、報告を終わります。もし何か質問等がございましたらよろしくお願ひします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 よろしいでしょうか。

では、続いてでございます。次、日程第4に入るんですが、日程第4の承認第26号と第5承認第27号、日程第6承認第28号の3つの案については、

一括でちょっと説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局、お願ひします。

○中川教育次長　それでは、承認第26号です。

甲良町幼稚園に関する規則を廃止する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、甲良町立幼稚園に関する規則を廃止する規則について承認を求めることについて、教育長に事務委任する第1条第12号の規定により承認を求めるものであります。

まず最初に、今日は議案が結構盛りたくさんな議案になっていますが、基本的には、さっき教育長報告の中で、認定こども園に来年からするというところで条例が確定しましたので、それに伴う、保育園なり幼稚園が廃止されるというようなことの規則の廃止と、ほんで、同じ内容ですが、こども園に関する規則を制定するというのが大まかな内容になっていきますので、まず最初にお伝えしておきます。

ほんで、今の承認第26号ですが、次のページに、甲良町立幼稚園に関する規則というのが今ありますので、これを3月31日で廃止するという意味合いでございます。

次に、承認第27号ですが、これも甲良町立幼稚園の管理運営に関する規則を廃止する規則につき承認を求めることについてということで、上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長です。

理由については、26号議案と同じ専決理由で承認を求めるものであります。

これもめくっていただきまして、現在こういう規則があるものを3月31日で廃止させてもらうという意味合いです。

承認第28号　甲良町立保育園管理運営に関する規則を移設規則につき承認を求めることについてということで、上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、専決事項については、事務委任については先ほどと同じ内容でありまして、次のページをめくっていただきまして、これも現存する規則を3月31日で廃止させてもらうというような内容であります。

以上です。

○青山教育長　3つの承認依頼がありました。1ずつ承認していきたいと思いま

すので、まず3つの承認、今説明があった内容で、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 そしたら、それでは、承認第26号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 はい、ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第26号は承認されました。

続いて承認第27号につきまして承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 はい、ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認されました。

承認第28号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 はい、ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第28号も承認されました。

続いて、日程第7について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第29号であります。

甲良町立認定こども園の設置等に関する条例施行規則の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例施行規則の制定につき承認を求めることについては、教育長に対する事務委任規則の第1条第10号の規定により承認を求めるものであります。

次のページをめくっていただきまして、規則を制定しております。基本的には、認定こども園に変わったということで、実態は保育園と幼稚園の運営は変わりませんが、制度上こういう規則をつくるということになっていきますので、制定させてもうてます。

まず、第1条から第35条で構成されています。主要な部分だけ簡単に抜粋して説明させていただきます。

まず、第1条で、こども認定設置に関する条例規則の趣旨が書かれています。

第2条、定義で、この規則に書かれている定義、言葉の定義を整理しております。

第3条で、定員ということで、甲良東こども園を150人、甲良西こども園

を100人というふうに規則で決めます。そこで働く職員については教育委員会が任命するというようなことです。

ほんで、第5条で、入園のルールを次のページにわたって、こういうルールでやりますよというふうに記載しております。

第6条、退園ということで、希望する場合は、ひと月までに届出を出してもらおうというようなことを掲げています。

第7条は、休園ということで、1カ月以上引き続き、1カ月以上休む場合は、こういう手続をしてくださいよということを書いています。

第8条、入園の承認の取消しということで、取り消す場合の部分をここに書いております。

第9条で、課程修了の認定ということで、修了したら、修了か。修了するものということで、幼稚園の分を書かれています。

第10条、開園時間ですが、基本は7時半から午後6時30分までですよということで整理しています。

第11条、教育及び保育時間ですが、今でいう幼稚園、短時部の取扱いですが、8時から13時30分ですよということです。

ほんで、第2条で、保育の標準時間のことが書かれていまして、朝7時半から6時半までが標準の時間ですよということです。

第3号で、保育の短時間の認定を受ける者は朝8時から4時までの範囲ですよということを書いております。

12条、休園日ですが、日曜日とか国民の休日に関する法律とか、年末は12月の29日から1月3日までは休園しますよということを書いています。

第2号は幼稚園の取扱いですが、土曜日は休みですよということと、学期の区分です。夏休みですが、7月21日から8月31、冬休みが12月25から1月7、春休みが3月25から4月7ですよというふうに明記しております。

第13条は、教育の提供に係る学期ということで、1学期、2学期、3学期は、この日付までですよというふうに整理をしております。

14条で、休園日の振替えということで、こういう項目をここに書かせてもらっています。

次に、飛びますが、16条、保育料のことを第16条で、こういうルールでやりますよというように書いております。

1つ飛んで、18条で、給食のことを、こういう基準でしますよということで、3条に分けて書いております。

次に、次のページですが、第20条、通園バスの使用料のことをここで規定しております。

それと、第23条で、園外行事をする場合は、こういうことでしますよというふうに書かせてもらっています。

次のページに飛びますが、次のページで、あと、第28条で、職員の出張の取扱いなどが書かれています。

あと、その他、ここに書かれているようなことを規則として定めさせてもらいまして、第35条で、その他ということ、この規則に定めている以外のことは、必要なことは、また別に定めることができますよというようなルールで、この規則を制定させてもうてます。これは、令和5年4月1日から施行するというような整理で整理していますので、よろしくお願ひいたします。

あとのページは、それぞれの届出についての規定の様式が変更になっていますので、それを記載したものを幾つかつけております。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○新家委員 すいません。

○青山教育長 はい、どうぞ。

○新家委員 今現在、入所、入園している子どもたちについては、令和5年度から、こども園というような形になると、もう1回申込書とかを、入り直しというか、再提出をしないと駄目なんですよ。

○青山教育長 はい、どうぞ。

○中川教育次長 今、毎年でしたら、更新の手続をさせてもらう時期なので、このときにも来年から認定こども園になりますよということ、了解してもらって、既存の今は様式で、そういう扱いをさせてもらってます。ほんで、この規則が成立したら、この規則で来年度以降は申込みをさせてもらたらということ、今やっております。

○青山教育長 高橋君、ちょっとこれ、説明して。ちょっとすいません、資料が、クリップで留めてある一番下の資料だと思うんですが、ちょっと高橋君。

○高橋教育総務課主幹 失礼します。

保護者の皆様へということ、令和5年の保育センターの名称変更についてというのも今回の申込みの際に一緒に添付させていただいて、各保護者さんに渡らせていただいております。

内容としましては、令和5年度から、こども園に変わります。申込みに関しましては、まだ今年度中は保育センターになっておりますので、読替えをさせていただくということ、どちらを書いていたいただいても、5年度以降の入園に関しては、こども園、東西のこども園の方に読替えをさせていただいて受理させてもらうということを書かせていただいているんです。

ということで、保護者さんの方は、もう旧の保育センターを書いていたいただいても、こども園というのを先行で書いていただいても、同じように取扱いをさせていただくというふうにさせていただいております。

以上です。

○**青山教育長** これ、ちょっと10月の最初に配付させていただいたんですけども、これで一応周知していただくということで、現在センターに通っておられる子どもさんの保護者に全員渡しました。

よろしいですか。

○**新家委員** はい、ありがとうございます。

○**青山教育長** ほか、どうですか。ほか、ご質問等ありませんか。

それでは、日程、議第29号の、じゃなくて、日程第7の承認第29号の承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第29号は承認されました。

続いて、日程第8の承認第30号と日程第9の承認第31号につきましては、一括で事務局から説明をお願いします。

○**中川教育次長** それでは、承認第30号です。

甲良町立幼稚園使用料条例施行規則を廃止する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、教育長に関する事務委任規則に基づいて処理させていただきます。

次のページをめくっていただきまして、現存する甲良町の町立幼稚園の使用料の条例施行規則、これを廃止するものであります。

次に、承認第31号 甲良町立保育園入園児童に要する費用の徴収規則を廃止する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、これも教育長に対する事務委任規則に基づいて処理をさせていただきます。

次のページに現存する規則がありまして、これを廃止するものであります。

以上であります。

○**青山教育長** 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第30号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第30号は承認されました。

続いて、承認第31号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第31号は承認されました。

続いて、日程第10 承認第32号について、事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第32号 甲良町立認定こども園等入園児童に要する費用の徴収規則の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、これも教育長に対する事務委任規則に基づいて対応させてもらいます。

次のページをめくっていただきまして、これは、こども園ができたので、それに対する新しい規則の制定をするということで、中身的には従来とは変わりませんが、一応制定することになっていますので、なりました。

第1条に、この規則の趣旨を書いております。

第2条に、入園の費用について記載をしております。

第3条、負担金ということで、給食やバス代の負担金の報告をここで書かせてもらっています。

階層区分、第4条で、保育料の階層区分を明記しております。

第5条、費用の決定ということで、費用を決める場合のルールが、ここから次のページにかけて、こういうルールで決めますよというように記載をしております。

第6条、費用の軽減ということで、ここに記載されているとおり、こういうことについては費用を軽減させてもらうというようなルールを決めております。

この規則についても、令和5年4月1日からさせてもらうということなのです。

あと、ここに書かれている別表というのがありますので、別表を以下、つけさせてもらえますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○青山教育長 承認第32号の説明が終わりました。

何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第32号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第32号は承認されました。

続いて、日程第11について事務局から説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第33号 甲良町立幼稚園預かり保育の実施に関する規則を廃止する規則につき承認を求めることについてということで、上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、これも教育長の事務委任規則に基づいて対応させてもらうものです。

次のページに現存する規則がありますので、これを廃止するというようなことであります。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第33号につきまして承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第33号は承認されました。

続いて、日程第12 承認第34号について説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第34号 甲良町立認定子ども園預かり保育の実施に関する規則の制定について承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、これに対しても、教育長に対する事務委任規則に基づいて対応をさせてもらうものであります。

次のページをめくっていただきまして、これについても、認定こども園ができるので、その名称に基づいた預かり保育の規則を定めるものであります。

第1条で、趣旨を書いています。

第2条、要件ということで、迎えや家庭内保育が困難な場合とすると。

第3条で、保育実施日及び保育時間については、保育時間は保育終了後の午後1時30分から午後4時30分までの3時間ですと。第4条で、保育実施場所は認定こども園ですと。

第5条、申込みについて記載をしております。

第6条、費用の負担ということで、利用時間は1時間につき300円ですと。迎えの時間が午後1時50分を過ぎれば預かり保育とみなしまして、利用料を頂きますと。迎えの時間が午後4時30分を超過すれば、追加料金として、1時間ごとに300円を徴収させてもらいますよというようなルールを決めさせてもらいまして、この規則についても、令和5年4月1日から施行するものです。

以上です。

○青山教育長 説明は終わりましたので、承認第34号について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第34号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第34号は承認されました。

続いて、日程第13 承認第35号について説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第35号 甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長ということで、これについても、教育長に対する事務委任規則に基づいて対応させてもらいます。

1枚めくっていただきまして、現存するこういう規則がありますが、具体的には、名称変更の部分の改正であります。

第4条中、甲良西部センター及び甲良東保育センターを、甲良町立甲良東こども園及び甲良西こども園に改めるとというような名称変更の改正でありまして、これについても、令和5年4月1日から施行するものです。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第35号につきまして承認をいただける方は挙手

をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第30号は承認されました。

続いて、日程第14 承認第36号について説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第36号 甲良町子ども・子育て支援法細則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、これも教育長に対する事務委任規則に基づいて対応させてもらっています。

実際は、これは様式の変更を行ったものであります。

第3条中、保育認定申請書及び保育園、幼稚園利用申込書を保育、教育認定申請書及び認定こども園利用申込書に改めて、様式第1号を次のように改めるということで、次のページ以降、様式をこのように変えましたよというようにいきさつであります。

以上であります。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第36号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第36号は承認されました。

続いて、日程第15 承認第37号について説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第37号 甲良町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長。

これも教育長に対する事務委任規則に基づいて対応させてもらいます。

1枚めくっていただきまして、これは、こども園の開設に伴い幼稚園がなくなりますので、その部分を廃止するということで、具体的には、もう1枚めくっていただきますと、横長のページがあって、保育園、東保育園は大字池寺なり大字金屋なり、こういう在所が東幼稚園に行きますよと、第2条で、西幼稚

園は、こういう在所が西幼稚園に行きますよというようなことが記載されていましたが、認定こども園になることによって、甲良町から幼稚園がなくなりますので、この部分を削除させてもらうというような規則であります。

以上です。

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第37号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第37号は承認されました。

続いて、日程第16 承認第38号について説明をお願いします。

○中川教育次長 承認第38号 甲良町フッ化物洗口事業実施要領の一部を改正する訓令につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、これも教育長に対する事務委任規則に基づいて対応させてもらいます。

次のページをめくっていただきまして、これも、次のページをめくってもらう方がええかな。このページのもう一つ裏をめくってもらうと、また横向きのところがありますので、基本的には保育センターがなくなって、こども園というように変わりますので、「保育センター」の部分で「こども園」という言葉に換えさせてもらうというような規則の変更であります。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第38号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第38号は承認されました。

続いて、日程第17について、事務局、報告をお願いします。

○中川教育次長 報告第1号 甲良町指定文化財の指定解除についてということで、上記の議案を提出する。

令和4年11月17日。

甲良町教育委員会教育長で、別紙の理由により甲良町指定文化財を甲良町指定から解除するものであります。

詳しくは社会教育課長の方から説明申し上げます。

○望月社会教育課長 1枚おめくりください。

甲良町指定文化財の解除についてです。

今回の指定解除の対象は銅孔雀文磬です。本品は西明寺が所有しており、仏教における法要の際に使用されたと考えられる銅製の楽器となります。鎌倉時代前期の13世紀前半頃に作成されたと考えられ、中央にレンゲ、左右にクジヤクが刻まれており、保存状態が良好かつ工芸品として評価が高いため、今回県の指定となりました。令和4年3月11日付で滋賀県指定有形文化財に指定されましたので、町の指定を解除するものでございます。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、報告第1号は承認されました。

これで、教育本会議の議事日程は全て終了しました。委員の皆さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 なければ、事務局から何かありますか。

(「特にないです」の声あり)

○青山教育長 なければ、以上をもちまして、教育委員会本会議は終了させていただきます。お疲れさまでした。

これで、教育本会議の議事日程は全て終了いたしました。